カントリーパーク新浜 規約

第1条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

カントリーパーク新浜

第2条 (会の目的)

新浜の集団移転跡地に残る田んぼや畑を活用して、地元固有の自然の生態系に配慮した持続 可能な農業を行い、新浜のにぎわいの創出に貢献することを目的にする。

第3条 (活動)

- 1) 水生生物など地元の生態系を守る水辺ビオトープづくり
- 2) メダカと共生できる冬水田んぼの実践
- 3) 農薬・化学肥料を使わない自然農法による米作り
- 4) 海岸林の生態系に配慮した新浜海岸を再生するため、ハマボウフウ・ハマナス・松の苗づ くり
- 5) 小学校や市民と連携し調和した環境学習の取組み
- 6) その他、新浜町内会のまちづくり事業と連携した取組み

第4条(加入、脱会)

会の目的に賛同する個人、法人であれば、随時入会ができる。退会は事務局に文書で申し出る ものとする。

第5条(会議)

会議は総会と役員会をもって構成する。

- 1)総会は代表が招集し会員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席した会員の過半数を持って決す
- 2)役員会は、代表、顧問、理事、事務長、事務次長を持って必要に応じて開催し、運営に必要な事項を理事の過半数で決す

第6条(役員)

この会に、以下の役員を置く。

代表 1名、顧問 1名、理事 若干名、事務長 1名、事務次長 1名、監事 2名

2 役員は、総会において会員の中から選出する。

第7条(役員の任期)

役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第8条(代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。事務長は、代表を補佐し、会の事務を遂行する。

第9条(会計)

本会の経費は、会費、協賛、寄付、繰越金・謝金・補助金等その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、3月1日から翌年の2月28日までとする。

ただし、初年度は発足日から翌年の2月末日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を年1回、2月又は3月に招集し決算報告する。

4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

第10条(規約改正)

この規約は、総会において会員の過半数の同意をもって改正することができる。

第11条 (所在地)

カントリーパーク新浜の所在地及び事務局の所在地を以下に置く。

〒984−0003

仙台市若林区六丁の目北町3-53

附則

- 1) 設立年月日は、2017 (平成29) 年11月15日とする。
- 2) この規約は2017(平成29)年11月15日から施行する。
- 3) 2017年11月15日の設立総会で役員選出
- 4) 2020年11月2日の総会で環境部の設置と事務次長などの選任を行った。
- 5) 2021年2月28日総会で第6条(役員) のうち監事を2名に変更した。